

日本・メキシコ EPA特定原産地証明書発給システム における入力作業の簡素化について

平成20年7月1日
日本商工会議所

これまで政府が進めてきた発給手続きの簡素化等を踏まえ、判定依頼における入力作業を以下のとおり簡素化させていただきます。入力作業は簡素化されますが、内容を確認させていただくこともありますので、原産性の確認等を行った計算根拠や立証資料等はこれまでと同様に保存しておいてください（保存期間は5年間です）。

日本商工会議所では、本発給システムの外、日マレーシア、日チリ、日タイの各経済連携協定に基づく特定原産地証明書について、別システムで発給業務を行っております。7月1日発効の日インドネシア経済連携協定に併せて、これら3か国向けの発給システムについて、発給手続きの簡素化を踏まえた新システムを開発し、6月30日より導入いたしました。

日メキシコ発給システムにつきましても、本年中を目途に、新システムに統合すべく作業を進めておりますが、同統合を完了するまでの間は、現行システムの下で以下の通り、入力作業の簡素化を実施させていただきます。何卒よろしくご了解の程お願い申し上げます。

1. 企業登録・更新・変更の手続き、証明資料提出同意通知書の提出

「企業登録・更新・変更の手続き」、「証明資料提出同意通知書の提出」につきましては、これまで同様に各日商事務所に行っていただきますようお願い申し上げます。

2. 原産品判定依頼書入力 <変更点>

(1) 依頼者、生産者、生産地

これまでと同様に入力してください。

日本・メキシコEPA特定原産地証明書発給システム

原産品判定依頼書入力

日本商工会議所 画面

① 依頼者

- ① (氏名) (全角)
- ② (GTA登録番号) (半角数字)
- ③ (会社名) (英字) (全角)
- ④ (所属部署) (全角)
- ⑤ (電話番号) (半角)
- ⑥ (FAX) (半角)
- ⑦ (E-mail) (半角)
- ⑧ (郵便番号) (半角数字)
- ⑨ (所在地) (全角)
- (マシリン/ビル名) (全角)
- (通称会社名) (英字) (全角)

上記の欄のうち、枠のついた欄は必須項目となりますので、必ずご記入ください。

② 生産者

- ① (株式会社) (英字) (全角)
- ② (英文社名) (英字) (半角)
- ③ (GTA登録番号) (半角数字)
- ④ (電話番号) (半角)
- ⑤ (FAX) (半角)
- ⑥ (E-mail) (半角)
- ⑦ (郵便番号) (半角数字)
- ⑧ (株式会社) (英字) (全角)
- (マシリン/ビル名) (全角)
- ⑨ (英文所在地) (半角)

上記の欄のうち、枠のついた欄は必須項目となりますので、必ずご記入ください。
住所は正確にフルアドレスを入力してください。(英文所在地には、JAPANで併せてください。)

③ 生産地(工場/農場)

生産地(工場/農場)は必須項目となりますので、必ずご記入ください。

これまでと同様に入力してください

(2) HSコード、原産判定基準等の入力

入力作業は簡素化されますが、原産性の確認等の作業は従来と変わりません。お問合わせさせていただくこともありますので、原産判定等の立証書類等は保存しておいてください。なお、証明書発給の際、協定上印字が必要な部分は必須入力項目となります。従いまして、今回の簡素化に伴い、入力が不要となるのは以下の通りです。入力不要と記載した個所以外は従来通りの入力してください。

44原産判定を行う輸出品のHSコード及び英文名称を入力してください。

HSコード(6桁)	原産判定対象の輸出品名(英文)
<input type="text"/>	<input type="text"/>

45原産判定基準を下記から選んでください。(必須入力)

該当欄を選択	原産判定基準	判定区分
<input type="radio"/>	1)日本又はEU域内で完全に産出される商品(協定4条22条a)、22条b)	A
<input type="radio"/>	2)日本・EU域内において原料材料のみならず完全に生産される商品(協定4条22条1a)	B
<input type="radio"/>	3)日本・EU域内において非原料材料を使用し完全に生産される商品で、品目別原産地規則(附属書4)の要件等を全て満たす商品(協定4条22条1a)	C
<input type="radio"/>	4)下記条件を満たす日本・EU域内で完全に生産される商品(45条1-6の類を指す) 1. 産品が組み立てられ、分解してある状態で輸入された場合、45条1aの適用される。もしもHSコードが産品及び部品品を45条1に抽出されていること又は2条において賦与していること 2. 45条1bの割合が90%以上(附属書4に定められた場合は除く) 産品が、上記1)の完全生産品の場合は「完全生産品であることを示す添付資料」が必要となりますが、データ入力が必要ありませんので、登録ボタンをクリックしてください。 2)の場合、原料材料への入力が必要となります。	D

46産品が下記の項目に該当する場合はチェックを入れてください。

該当欄をチェック	該当規定
<input type="checkbox"/>	セット、キット又は複合的な商品の特例(協定20条2)
<input type="checkbox"/>	繊維製品への加工材料使用の特例(協定20条3) 45条1bの類への加工の産品で附属書4に規定する関税分類の変更が行われ、1条の特例

47産品の原産地に係る材料費その他の関連データを入力してください。原料材料の中に中間材料や製法の規定(協定4条26、27条)を適用した場合は、該当する原料材料にその行為の有無を選択してください。同行先を任意関係原料と99年関係原料とでください。

48引当額

原産性を判定する産品に適用した判定基準が次の場合には必ず引当額を入力してください。
1)附属書4において、産品の原産性判定に国内産品比率が定められている場合
2)判定基準A又は附属書4の規定から国内産品比率を原産性判定に用いる場合
3)産品の原料材料の特例(協定20条3)が適用される場合
4)セット、キット又は複合

原産性判定する産品に適用した判定基準が次の場合には必ず引当額を入力してください。
1)附属書4において、産品の原産性判定に国内産品比率が定められている場合
2)判定基準A又は附属書4の規定から国内産品比率を原産性判定に用いる場合
3)産品の原料材料の特例(協定20条3)が適用される場合
4)セット、キット又は複合

入力不要項目があります
次頁をご確認ください

入力不要項目があります
次頁をご確認ください

原料材料産品入力/産品	0(P)
原料材料産品合計	0(P)
素材料費	0(P)
労務費	0(P)
関係費その他(協定)	0(P)
合計	0(P)

1. 原産判定基準で20を選択した場合、産品が以下に該当する場合は非原料材料項目については必要に応じて必ずご記入ください。
a)付属書4において、産品の原産性判定に国内産品比率が定められている場合
b)付属書4の規定から国内産品比率を原産性判定に用いる場合

2. 原料材料産品項目について、産品が以下に該当する場合は非原料材料項目については必要に応じて必ずご記入ください。
a)付属書4において、産品の原産性判定に国内産品比率が定められている場合
b)付属書4の規定から国内産品比率を原産性判定に用いる場合

非原料材料産品合計 0(P)
原料材料産品合計 0(P)
合計 0(P)

49本産品が協定20条に規定する「付録性のある産品」に該当する場合は、下記にご記入ください。

付録性のある産品 本産品の管理方法 輸出日(西暦) 年 月 日

50注意

1. 原産判定基準で20を選択した場合、産品が以下に該当する場合は非原料材料項目については必要に応じて必ずご記入ください。
a)付属書4において、産品の原産性判定に国内産品比率が定められている場合
b)付属書4の規定から国内産品比率を原産性判定に用いる場合

2. 原料材料産品項目について、産品が以下に該当する場合は非原料材料項目については必要に応じて必ずご記入ください。
a)付属書4において、産品の原産性判定に国内産品比率が定められている場合
b)付属書4の規定から国内産品比率を原産性判定に用いる場合

入力不要

入力不要

5145条1bの類の産品で、その関税分類を決定する材料に含まれる「繊維・糸」が関税区分の変更が行われ、1条の特例に適用されずとなる場合、協定4条26条の規定により「繊維又は糸」の当該材料に占める重量とその割合を入力してください。

HSコード	産品名(英文)	産品の重量	当該繊維・糸の重量	単位
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

5245条1bの類の産品がセット、キット、複合的な産品としてHSコードで分類されている場合、セット等に含まれるすべての産品のなかで、非原料材料のHSコードが10%以下の場合は(非原料材料のHSコード)を産品として入力してください(協定20条2)。セット、キット、複合的な産品を構成するすべての産品のうち、原料材料を抽出して入力してください。なお、関税原産地規則45条1b以下の場合(非原料産品の割合が10%を超える場合)、セット、キット等を構成する産品を個別に原産判定していたら必要となります。

53セット、キット、複合的な産品の特例

セット、キット、複合的な産品の特例	0(P)
セット、キット、複合的な産品の特例	0(P)

入力不要

(3) 原産材料項目入力

「中間材料指定」、「累積実施」、「代替性のある材料使用」を行っている場合は、証明書に印字が必要となりますので、上記規定に該当する材料については、必ず入力してください。

原産材料費項目入力						
製品の生産に使用した原産材料の名称 (英文)	中間材料指定の有無	累積実施の有無	代替性のある材料使用の有無	在庫管理方式	輸出日	材料の取引価額 (円)
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		年 月 日	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		年 月 日	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		年 月 日	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		年 月 日	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		年 月 日	

入力不要

中間材料、累積実施、代替性
ある材料の使用がある原産材
料がある場合は記載してくだ
さい

登録 閉

(4) 非原産材料項目入力

「累積実施」している場合は、該当する材料については、必ず入力してください。

非原産材料費項目入力			
JISコード 番号(6桁)	製品の生産に使用した非原産材料の名称 (英文)	累積実施の有無	材料の取引価額 (円)
		<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	

入力不要

累積実施している
非原産材料がある
場合は記載してく
ださい

登録 閉

3. 発給申請書入力

発給申請書入力につきましては、これまでと同様に入力してください(証明書印字のために必要な項目です)。

日本・メキシコFTA特定原産地証明書発給システム

キャンセル 印刷 送信

発給申請書入力

日本側工場情報 選択 コンピュータ制御用(5/5)

1) 発給申請書	<input type="checkbox"/> (英)氏名(全角)	
	<input type="checkbox"/> (英)氏名(半角)	
	<input type="checkbox"/> (FTA)登録番号(半角数字)	<input type="button" value="強制入力"/>
	<input type="checkbox"/> (英)社名(番号)(全角)	
	<input type="checkbox"/> (英)社名(番号)	
	<input type="checkbox"/> (英)社名(半角)	
	<input type="checkbox"/> (英)社名(全角)	
	<input type="checkbox"/> (英)社名(半角)	
	<input type="checkbox"/> (英)社名(半角)	
	<input type="checkbox"/> (英)社名(半角)	
	<input type="checkbox"/> (英)社名(半角)	
	<input type="checkbox"/> (英)社名(半角)	
	<input type="checkbox"/> (英)社名(半角)	
	<input type="checkbox"/> (英)社名(半角)	
	<input type="checkbox"/> (英)社名(半角)	

上記の欄のうち、赤のついた欄は必須項目となりますので、必ずご記入ください。

2) 輸出者	<input type="checkbox"/> (英)氏名(番号)(全角)	
	<input type="checkbox"/> (英)氏名(半角)	
	<input type="checkbox"/> (FTA)登録番号(半角数字)	<input type="button" value="強制入力"/>
	<input type="checkbox"/> 電話番号(半角)	
	<input type="checkbox"/> (FAX)半角	
	<input type="checkbox"/> E-mail(半角)	
	<input type="checkbox"/> 郵便番号(半角数字)	
	<input type="checkbox"/> (英)所在地(全角)	

上記の欄のうち、赤のついた欄は必須項目となりますので、必ずご記入ください。

3) 輸入者	<input type="checkbox"/> (英)氏名(半角)	
	<input type="checkbox"/> (英)所在地(半角)	
	<input type="checkbox"/> 電話番号(半角)	
	<input type="checkbox"/> (FAX)半角	

上記の欄のうち、赤のついた欄は必須項目となりますので、必ずご記入ください。

注) 輸入者の電話番号、FAX番号は証明書の記載事項ではありません。
証明書には記載されませんので、不明の場合、申請書への記載(入力)はしないで差し支えありません。

特定原産地証明書の任意記載項目に関する記載の選択

1) 生産者(PRODUCER)名及び所在地の証明書への記載

記載する ※生産者名及び住所が特定原産地証明書上に記載されます。
 記載しない ※生産者名記載欄には「Available to Customs upon request」と記載されます。
 資料書上に生産者名が記載された場合、輸出者には、日本・メキシコの関係当局等からの要請があった場合にはすみやかにリストを提出する義務が生じますのでご留意ください。

2) TRANSPORT DETAILSの証明書への記載

記載する ※以下のTRANSPORT DETAILの欄を必ずご記入ください。
 記載しない ※証明書のTRANSPORT DETAILSの欄がBROSS OUTされます。

TRANSPORT DETAILS	積み地(FROM)	
	積み手(TO)	
	経由地(VIA)	
	船名(船積みの場合)	
	FLIGHT NO. (航空機の場合)	
	船積み(予定)日	年 月 日

3) リンボイスの発行 ※第三国法人からメキシコ輸入者へのインボイスのインボイス番号等の証明書への記載

記載する ※インボイスの発行者及びその住所の記載が必要になります。
 記載しない。

インボイスの発行者	(英)氏名(半角)	
	(英)所在地(半角)	

入力不要

キャンセル 印刷 送信

以上